五四四　出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第一項の規定に基づき希望者登録の特例を定める件　一七　229　一八
五四五　出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第三項第一号の規定に基づき希望者登録に関し法務大臣が定める国、地域及び行政区画を定める件　一七　229　二〇
五四六　日本国に帰化を許可する件　一九　二
五四七　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件　一九　三
五四八　除籍の一部及び原戸籍の一部が滅失した件　二〇　四
五四九　除籍の一部が滅失した件　二〇　五
五五〇
五五一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号トの規定に基づき監理団体を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条